

休塾延長の

お知らせ

国の緊急事態宣言及び東京都の休業要請の延長から、5月6日までの休塾を下記の通り延長することにしました。

5月7日（木）

）

6月1日（月）

休塾とします

- ☆ 5月中旬までに緊急事態宣言 及び 休業要請が解除された時は授業の再開を考えておりますが、その際はホームページに掲載します。
- ☆ すでに4月分月謝を納入済みの方は6月分月謝に振替させていただきます。

石 坂 塾

03-3777-7565(自宅)

03-3778-0938(教室)

ishizakajuku@gmail.com (メールアドレス)